

## 六篠会の支部設置及び運営に関する規定

### (趣 旨)

第 1 条 この規定は、六篠会の支部の設置及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業活動)

第 2 条 六篠会の活動を広く会員に広げるため、同一又は同業種企業・団体に属する正会員による職域支部、同一地域に属する正会員による地域支部（以下「支部」という）の設立を推進し、六篠会（以下「本部」という）は、活動を支援するものとする。

### (支部の基準)

第 3 条 支部とは、次の各号の基準により設置されたものをいう。

- (1) 同一又は同種企業・団体（職域支部）または、同一地域（地域支部）の全ての正会員を対象にした組織であること。
- (2) 支部の正会員のうち六篠会の正会員が、30人以上であること。
- (3) 会則が定められていること。
- (4) 定期的に全会員が集まることができる会合を開催していること。（原則として年1回）

### (支部の認定)

第 4 条 支部を設立する場合は、趣意書、代表者名、会則（案）・会員名簿（案）を添えて本部に申請しなければならない。

- 2 本部役員会は、前項の申請があったときは、本規定に基づき審査を行い、支部と認めたときは、支部として登録し、その旨支部に通知するものとする。

### (支部の義務)

第 5 条 支部は次の事項について必ず本部に報告しなければならない。

- (1) 支部総会を開催した時の内容
- (2) 支部会則の改廃
- (3) 支部会員の名簿（更新の都度）
- (4) 支部役員名簿（更新の都度）

### (本部の支援)

第 6 条 本部は支部に対して次の各号に定める支援を行う。

- (1) 本部は、支部の設立及び運営にあたって、必要な情報の提供を行うものとする。
- (2) 本部は、支部設立又は運営にあたって、総会開催費の一部を助成する。助成額は別に定める支部助成金交付基準によるものとする。
- (3) 支部の要請により、支部が行う行事に本部役員を参加させ、本会の活動、神戸大学農学部近況などを報告させることができるものとする。
- (4) 支部行事に出席する本部役員の参加費・旅費・宿泊費は、本部がこれを負担する。

また、参加する本部役員の手当てについては、役員活動費と同様に計算する。(ただし、支部行事1件に関して1名までの参加を限度とする)

附 則

(施行期日)

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

(代議員の選出)

第7条 支部は、六篠会代議員選出規定に基づき。支部代表として、代議員を選出することができる。

(委 任)

第8条 この規定の執行に必要な事項は、役員会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成9年4月1日以前に設立された組織で、この規定に合致するものは、この規定により設置された支部とする。但し、第6条2項の規定は適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

## 支部助成金交付基準

支部設立又は運営にかかる本部助成金は、総会開催に要する経費に対して交付し、その額は、次の基準により総会終了後の実績により交付するものとする。

本部助成金は、支部総会出席者1人当たり2,000円、運営事務費20,000円を合算した金額とする。なお、100,000円を限度とする。

ただし、本部の収支予算等の状況により本部役員会においてこの基準を変更することがある。(2023年6月17日役員会にて改訂)